

第1章 総則

第1条 （名称）

当法人は、一般社団法人ソプマ（SOPMA）と称する。

第2条 （事務所）

当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市中種区に置く。当法人は理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

第3条 （目的）

当法人は、食育、教育、スポーツ等を通じて、国民の心身の健全な発達、健康寿命の延伸に寄与し、及び生活に不可欠な人材、物資の安全で安定した供給を確保する事と、身体管理基準の情報提供を目的とする。

第4条 （事業）

- 1 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 健康・美容・食・スポーツに関する教育、普及に関する事業
 - (2) 生育活動等の認定に関する事業
 - (3) 学術、研究、技術開発に関する事業
 - (4) 催事開催に関する事業
 - (5) 資料等の収集、調査、研究に関する事業
 - (6) 国内外の団体等との相互交流、情報交換、相互支援等の事業
 - (7) 国際交流事業
 - (8) 出版物、教材等の制作、発行に関する事業
 - (9) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

第5条 （種別）

- 1 当法人に、次の会員を置く。
 - (1) 個人正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 法人正会員 本協会の目的に賛同して入会した法人又は団体
 - (3) 法人登録会員 法人正会員として入会した法人又は団体の役員又は従業員であって、当該法人又は 団体が、総会が別に定める基準に従い登録した個人。
- 2 個人正会員及び法人正会員（以下、「正会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

第6条 （入会）

- 1 個人正会員又は法人正会員として入会しようとする者は、総会において別に定めるところにより入会の申込を行うものとする。
- 2 個人正会員又は法人正会員の入会は、総会が定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 法人登録会員は、総会が別に定める基準に従い、法人正会員が登録し、理事会においてその可否を決定し、本人の承諾をもって入会とする。

第7条 (入会金及び会費)

1 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 法人正会員は、総会が別に定めるところにより、法人登録会員の登録人数に応じて、法人正会員の会費を納入しなければならない。

第8条 (会員の義務)

1 会員に関する事項は、この定款に別に定めるもののほか、総会が別に定める会員規程及び会員倫理規程による。

2 会員は前項の会員倫理規程を遵守し活動しなければならない。

第9条 (退会)

1 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会費を6ヶ月以上滞納したときは、退会したものとみなすことができる。

第10条 (除名及び懲戒)

1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項に定めることその他、懲戒に関する細則は理事会において別に定める。

第11条 (会員資格の喪失)

1 第9条及び第10条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総社員が同意したとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

第12条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

1 会員が第9条、第10条及び第11条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

第13条 (種類)

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

第14条 (構成)

1 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第15条 (権限)

1 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(2) 会員の除名

(3) 理事、監事の選任及び解任

(4) 役員報酬等の額

- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 全各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

第16条 (開催)

- 1 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

第17条 (招集)

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。
- 3 総会を招集するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

第18条 (議長)

- 1 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、理事長が予め指名した者が議長となる。
- 2 その他、社員総会の運営に関して必要な事項は、社員総会において別途定める。

第19条 (決議)

- 1 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 公益目的事業を行うための不可欠な特定の財産の処分
 - (6) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第20条 (代理)

- 1 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

第21条 (決議及び報告の省略)

- 1 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第22条 (議事録)

- 1 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第23条 (社員総会規則)

- 1 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員

第24条 (役員の設定)

- 1 当法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上 25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち 1名を理事長とし、1名を専務理事、3名以内を常任理事とする。
- 3 理事のうちから必要に応じ、1名の副理事長を置くことができる。
- 4 前 2項における理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事、及び常任理事をもって業務執行理事とする。

第25条 (選任等)

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事、及び常任理事は、理事会において選任する。
- 3 理事及び監事は、原則として個人正会員及び法人正会員の登録代表者（法人正会員の入会申込に際し登録代表者として記載された者）から選任する。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれかの 1名とその配偶者又は 3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3分の 1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3分の 1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第26条 (理事の職務及び権限)

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務の執行を決定する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、3ヶ月に 1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第27条 (監事の業務及び権限)

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第28条 (任期)

- 1 理事の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第29条 (解任)

- 1 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、理事にあっては、出席した会員の 3分の 2以上の議決により、また、監事にあっては、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3分の 2以上の決議により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第30条 (報酬等)

- 1 役員は無報酬とする。ただし、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬額として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

第31条 (構成)

- 1 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第32条 (権限)

- 1 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行と監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 社員総会に付議すべき事項の議決
 - (5) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項の議決
 - (6) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項の議決
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 法人法代 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任の免除

第33条 (種類)

- 1 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

第34条 (開催)

- 1 理事会は通常理事会として毎事業年度 4 回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。
- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 監事から招集の請求があったとき

第35条 (招集)

- 1 理事会は理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を開催する。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

第36条 (決議)

- 1 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第37条 (決議の省略)

- 1 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について意義を述べたときは除く。

第38条 (報告の省略)

- 1 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

第39条 (議事録)

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第40条 (議長)

- 1 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事がこれに当たる。

第41条 (理事会規則)

- 1 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 委員会

第42条 (委員会)

- 1 国民の健康寿命向上等、当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員長及び委員は、役員、会員、事務局職員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第8章 名誉会長、相談役及び顧問

第43条 (名誉会長、相談役及び顧問)

- 1 この法人に、名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長は、この法人の代表権を有しない名誉職とする。
- 3 名誉会長、相談役及び顧問は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 名誉会長、相談役及び顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 相談役及び顧問は、この法人の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応ずる。
- 6 名誉会長、相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、特別な職務を執行した場合には、その対価として理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等及びその職務を行うために要する費用として支給することができる。

第9章 基金

第44条 (基金の拠出)

- 1 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

第45条 (基金の募集等)

1 基金の募集、割当及び払込等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱規程によるものとする。

第46条 (基金の拠出者の権利)

1 基金の拠出者は、前条の基金取扱規定に定める日までその返還を請求することができない。

第47条 (基金の返還の手続)

1 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲で行うものとする。

第48条 (代替基金の積立)

1 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第 10 章 資産及び会計

第49条 (基本財産)

1 別紙の財産は、当法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分をするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

第50条 (事業年度)

1 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第51条 (事業計画及び収支予算)

1 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規程に基づく公益認定を受けた場合において、第 1 項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

第52条 (事業報告及び決算)

1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第 2 号及び第 5 号の書類を除く。）しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュフロー計算書

2 前項第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の観閲に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の観閲に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 11 章 定款の変更及び解散

第 53 条 (定款の変更)

- 1 この定款は社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。
- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅延なく行政庁に届け出なければならない。

第 54 条 (解散)

- 1 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第 55 条 (残余財産の帰属等)

- 1 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 12 章 事務局

第 56 条 (設置等)

- 1 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 13 章 公告の方法

第 57 条 (公告の方法)

- 1 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 14 章 情報公開及び個人情報の保護

第 58 条 (情報公開)

- 1 当法人は、構成で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第 59 条 (個人情報の保護)

- 1 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 15 章 附則

第 60 条 (委任)

1 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 61 条 （特別の利益の禁止）

当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第 62 条 （最初の事業年度）

1 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

第 63 条 （設立時役員等）

当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事

兵藤 正和

岡本 浩実

宮村 守一

林田 義博

設立時代表理事

兵藤 正和

設立時監事

堀 新資

第 64 条 （設立時社員の氏名又は名称及び住所）

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

兵藤 正和

堀 新資

岡本 浩実

宮村 守一

林田 義博

第 65 条 （法令の準拠）

1 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。